平成２５年（フ）第４４９９号
埼玉県草加市氷川町2106―８　スタジオガーデンＢ―303
債務者　武田　和久
１　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片桐　　武
４　破産債権の届出期間　平成25年５月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月12日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０３７号
神奈川県平塚市東中原１丁目13―31―105
債務者　川島　文夫
１　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須崎　利泰
４　破産債権の届出期間　平成25年５月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月13日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１７６号
東京都足立区足立１丁目19―５―212号
債務者　久野　欣哉
１　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　一宮　正寿
４　破産債権の届出期間　平成25年５月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月13日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１１号
横浜市西区西戸部町３丁目272番地13
債務者　渡邊　政次
１　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴野　眞也
４　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月24日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構九州支社公告第１号
福間都市計画事業福間駅東土地区画整理事業の施行のため除却を必要としている下記に記載する建築物等については、その所有者及び占有者を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第４項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第72条第１項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を下記のとおり公告する。
平成 25 年５月 17 日
福間都市計画事業福間駅東土地区画整理事業施行者　独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長　板井　秀行
記
１　建築物等の表示
所在地　福津市上西郷字リウズ477番
概要　立木等一式
２　通知の内容
移転期限　平成25年７月31日
適用　上記の建築物等は、移転期限後は施行者において除却する。なお、当該建築物等の所有者は、期限までに自ら移転する意思の有無を施行者に回答されたい。
教示
１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求することができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。)
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書等の管理に関する独立行政法人自動車事故対策機構公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を変更するので、次のとおり公示する。
平成 25 年５月 17 日　独立行政法人自動車事故対策機構
廃止する場所　東京都千代田区麹町６丁目１番25号上智麹町ビル　独立行政法人自動車事故対策機構情報公開閲覧室内
新設する場所　東京都墨田区錦糸３丁目２番１号アルカイースト19階　独立行政法人自動車事故対策機構情報公開閲覧室内

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 25 年５月 17 日
日本放送協会　営業局長　松原　洋一
１　競争入札に付する事項
⑴　件名
①　放送受信料の契約・収納業務
（東京都　品川区の一部）一式
②　放送受信料の契約・収納業務
（神奈川県　横浜市戸塚区の一部、旭区、瀬谷区）一式
③　放送受信料の契約・収納業務
（千葉県　千葉市中央区、市原市の一部）一式
④　放送受信料の契約・収納業務
（広島県　広島市安佐南区）一式
⑤　放送受信料の契約・収納業務
（福岡県　福岡市東区の一部、博多区の一部、中央区の一部、糟屋郡粕屋町）一式
⑵　仕様等　仕様書のとおり
⑶　契約期間
平成25年８月１日から平成28年11月30日までの間。
⑷　履行場所　仕様書のとおり
⑸　入札方法
入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）および総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）を提出すること。入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、対象地区内の各放送局・センターの要求水準を達成するために企画提案した施策を実施するために必要となる設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備することとし、これらの費用および付随する事務費その他一切の諸経費を含めた契約金額を見積もることとし、記載すること。(この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を記載すること。)あわせて、経費の積算内訳書を添付すること。
なお、上記１⑴①「東京都品川区の一部」、②「神奈川県横浜市戸塚区の一部、旭区、瀬谷区」、③「千葉県千葉市中央区、市原市の一部」の３地区のうち、いずれか１つ以上の地区に入札する場合は、「入札参加地区」、「受託希望順位」、「同時受託可能地区数」について、入札説明会で配付する、別途指定の用紙で提出すること。なお、「同時受託可能地区数」については、企画提案書への記載やプレゼンテーションでの表明等を必要に応じて行うこと。ただし、「受託希望順位」については、指定の用紙以外のいずれの提出書類等にも記載しないこと。またプレゼンテーションでの表明も行わないこと。
２　入札に参加する者に必要な資格
⑴　当該契約を締結する能力を有する者（未成年者、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を含む）および、破産者のうち復権を得ている者。
⑵　次のいずれにも該当しない者。ただし、その事実があった後２年を経過している者を除く（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同じ）。
①　ＮＨＫの調査にあたり、虚偽の申告をしたと認められる者
②　入札または見積もりにあたり、談合を行い、ＮＨＫに不利益を及ぼしたと認められる者